

明和二年酉十月
乍恐奉願上住持の事
一、当村檀那寺久敷無住に付此度日州高鍋大龍寺物源和尚の弟子
恵兆首座檀那寺に請待度仕奉存候間右之通御許容被為遊可被下
様に偏に奉願上候
下田原浦庄屋 肝煎
村中

霜月
御本寺へ上る

乍恐願書
一、口熊野古座組下田原浦檀那寺無住に付後住届申す出家恵兆首
座生国は日向児嶋郡高月村剃髮の師は同国高鍋大龍寺物源和尚
の弟子禅宗にて御座候。尤も僧請には中湊村正法寺祖眷首座相
立被申候本寺若山禅林寺へも相断候処愷成る出家にて切支丹類
にも無御座候間入院為致候様にとの儀に御座候
右の出家後住に請待仕度且中一同に奉願候以上
明和三年戊正月 下田原浦且中惣代 左太郎
同所 肝煎 太平次
同所 庄屋 十五郎
全断 肝煎 平三郎

巽 羽左右衛門殿

(巽は古座組大庄屋なり)

拈華山 正法寺
大字上田原池の地に在り 禅宗臨濟派
元は下太田村大泰寺末寺なりしが今は妙心寺に属せり
当寺の創立年月は不詳なれども正徳以前には下太田村大泰寺宝
山宗勝和尚を勧請して開基せり(堂師は正徳元年四月十六日寂)
爾来今日に及べり。
上田原に秀田庵と称する小堂(三間に二一間半)あり、禅宗臨濟宗
にして大泰寺末なるも久しく廃寺となり居りし故明治六年一月正
法寺へ併合せり。

圓通山 普濟寺
大字佐部字長瀬にあり禅宗臨濟宗
元は下太田村大泰寺末寺なりしが今は妙心寺派に属せり。当寺
の過去帳に弘長三年十一月十二日(地中太郎市先祖)の忌辰あり。
当寺は元和年中心月傳光記室庵主の開基にして其の後寶曆初年月
桂祖潭(佐部出身)中興として本堂を再興して爾来今日に及べり。
記録整らざるを以てその他の記録詳らかならず。

第九章 交通

一、縣道

村内下田原は縣道旧大辺路線(今は熊野街道と公称す)に当り
往時より官道にして下里村浦神より当村に入り山中下田原を経
海岸に沿うて古座町津荷に達す。
旧幕の頃植えられる一里塚は村端城郭にありたり(今は松樹
伐採されたり) 明治三十一年車道開通せり。

二、里道

一、村内に数条の里道在り。
一、下田原より出合に至り西折して佐部を経て大畑峠より高池
町大字楠に達するもの
一、佐部より地蔵峠を越えて高池町大字池ノ山に達するもの
一、出合より北折して上田原に至り八郎峠を越えて下太田村中
里に達するもの
一、上田原より小匠に達するもの
一、上田原より浦神に達するもの
一、山中より縣道に分岐して佐部に達するもの 俗に鶯越えと
云う
右の中出合より佐部間は明治三十三年車道に改修し、出合より
上田原間は明治四十一年何れも車道に改修せり。
村内大字間距離
下田原 上田原 間距離 二十三町五十四間
上田原 下田原 間距離 二十六町三十四間
佐部 下田原 間距離 三十三町四十二間

隣接地距離	一里五町	五十五間
下田原浦神間距離	一里四町	四十四間
下田原津荷間距離	一里十八町	四十八間
上田原中里間距離	一里十八町	四十八間
佐田部池ノ山間距離	一里十八町	五十六間

諸車表

科目	大正五年	大正六年	大正七年
荷車	四八	五九	五五
人力車	六	六	七
自轉車	一七	二一	二二
合計	七一	八六	八四

天明四年 人夫駄賃覚

一、古座より下田原まで 一里十九町

荷物人足 賃米六合
 状持人足 全三合

一、津荷村より下田原まで 三十四町

此駄賃 十八文

右之通御座候 以上

下田原庄屋

中西孫左衛門殿 (中西は大庄屋 高池在住)

第十章 衛生

一、痘瘡

痘瘡の我が国に入りしは、古事談に聖武天皇天平七年春、筑紫の人新羅国に漂流し痘毒に染みて歸る。これより日本に流布せりとありて其の伝播は古き歴史を有し非常の惨毒を与えて來れる。痘瘡の久しき多数の民衆は見て以て常となし、人は一度必ず脱せんがため軽症患者に接近して感染を希望せんとする者を生ずるに至れるが、又一方に於いては痛く之を恐怖して、偶々他より伝播し來れる者ある時は決して村内に入れしめず、山中に小屋を

設けて病者を入れ他村の常に痘瘡する所より人を雇いて看護なきしめて決して之に近づかず貴賤貧富となく皆然り、故に一度痘瘡病む者ある時はその費用莫大にして一家滅亡するに至る是を以て痘瘡恐るるに至る。紀伊続風土記の記す所に依ればこの恐怖の最も甚だしき牟婁郡中に在りては、七川、小川、色川、小口、太田の諸郷莊なりとせり。後に至りては是等の諸村は村内に同患者發生する時は之を他の餘り恐怖せざる他村に依託し、その村に移送して療養を加えしむるの風習を生ずるに至れり。太田組各村に於いても文化年中浦神村庄屋の幹旋により三輪崎町大字木ノ川部落と協定し同地の病者に收容を依託せり。田原佐部は太田組に属し、下田原は古座組に属し、新宮半領にして他方は本藩直轄に属し其の管轄廳を異にせるが故に、諸般の民治行政は凡て兩分せられ居るに拘らず、此の協定には下田原も佐部上田原と同一の歩調を取りて太田組の協定に加われり。此の協定は最初は年々十貫文の收容料を提供し十ヶ年を限り痘瘡人の養生所を設くるに在りしが、後この協定を變更して一ヶ年七貫文の收容料に減額し、さる代りに一時に五十貫文を支出し之を月利一割三步の算出として略七貫文の収入に相当せしめ、別に病舎修繕料として十五貫文を提供し、右にて病者の有無に拘らず永遠に患者の收容を引受くるに定めたり。以上の約束に依りて幾許人の病者を移送せしや文書の徴すべきものなきにより分明ならざれども兎に角実行されし事は口伝の存するに依りて之を証すべく、明治維新の変遷に際しこの協定は有耶無耶の間に消滅せしものなるべし。尚その顛末を明らかにする為左に一件書類を掲載す。

請込一札の事

一、太田組十九ヶ村の内此度痘瘡小屋当村で相建置、痘瘡人養致させ呉れ候様各方より御座候に付き村中へ披露に及び候処無生相頼まれ候儀に付中へ披露に及ばし候儀に付、年々錢儀に付擧中納御村より御渡可被成管にて相極申候儀に付、当年より未年迄住ヶ年の間、痘瘡人養生所引請候儀相違無御座候。右年